

平成24年度第2回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会次第

と き 平成25年 2 月25日 (月) 13:30～

ところ かでる2・7 7階 710会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 検討事項

ア 欧米のBSE対策に対するそれぞれの委員の立場からの意見の整理

イ 国が検査対象月齢を30か月超とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理

(2) その他

4 閉会挨拶

5 閉 会

【配布資料】

資料 1 欧米におけるBSE対策について

資料2-1 「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」(2/14)の概要

資料2-2 同上説明会の厚生労働省説明分の概要

資料 3 厚生労働省が実施したパブリックコメントに対する中央消費者団体・道の意見

【参考資料】「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」(2/14)の資料

1 北海道におけるBSE対策について：北海道説明

2 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しについて：厚生労働省説明

北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会委員名簿

○ 部会長

一色 賢司（いっしき けんじ） 北海道大学大学院水産科学研究所教授
（元内閣府食品安全委員会事務局次長）

○ 特別委員

小倉 豊（おぐら ゆたか） 北海道肉用牛生産者協議会会長
（帯広市川西農業協同組合専務理事）
（（有）トヨニシファーム代表）

佐々木一司（ささき かずし） 北海道食肉事業協同組合連合会会長
（帯広市佐々木畜産株式会社代表取締役）

塩越 康晴（しおこし やすはる） 北海道消費者協会 主査

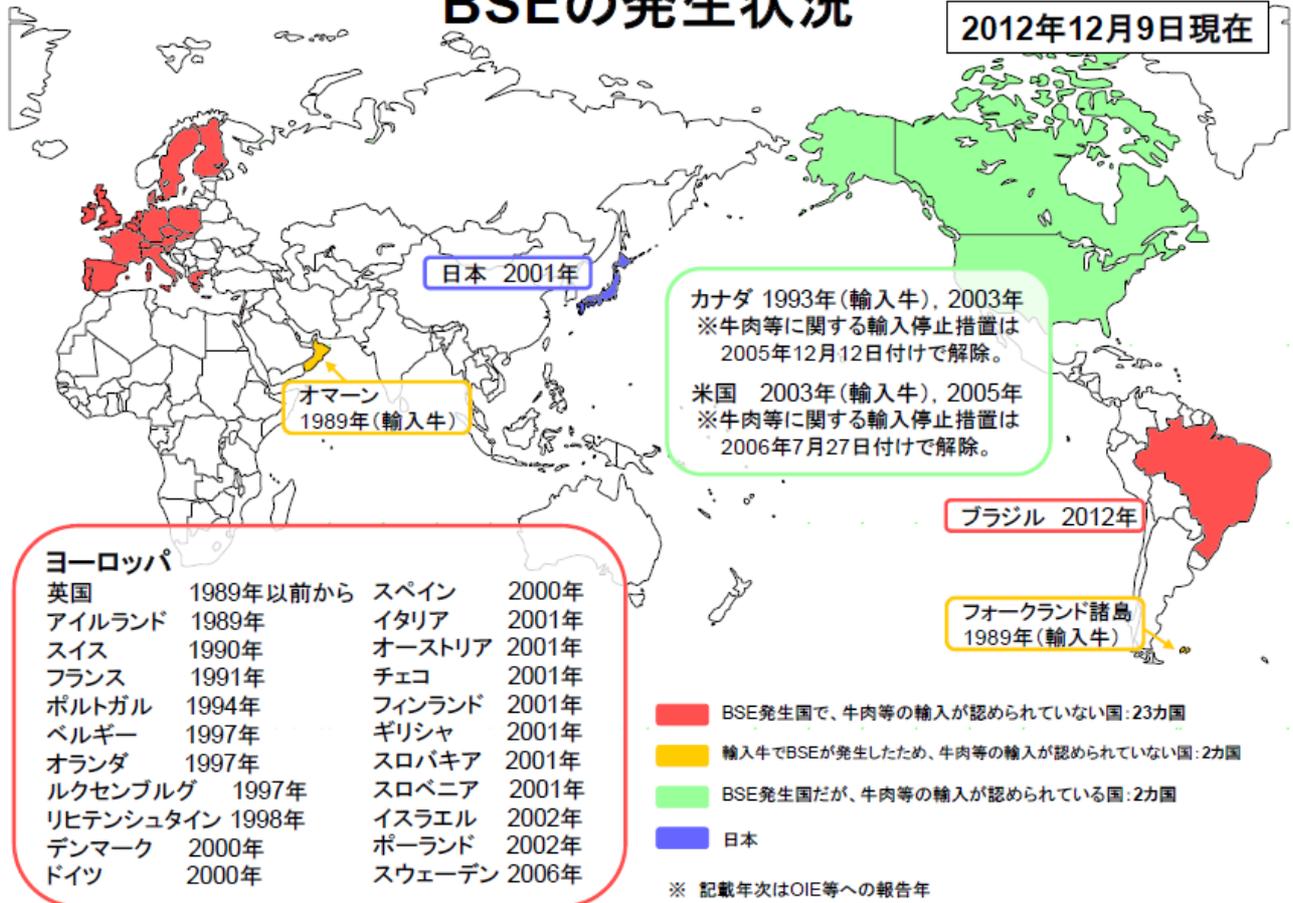
堀内 基広（ほりうち もとひろ） 北海道大学大学院獣医学研究科教授
（内閣府食品安全委員会
プリオン専門調査会専門委員）

欧米におけるBSE対策について

平成25年2月
北海道農政部

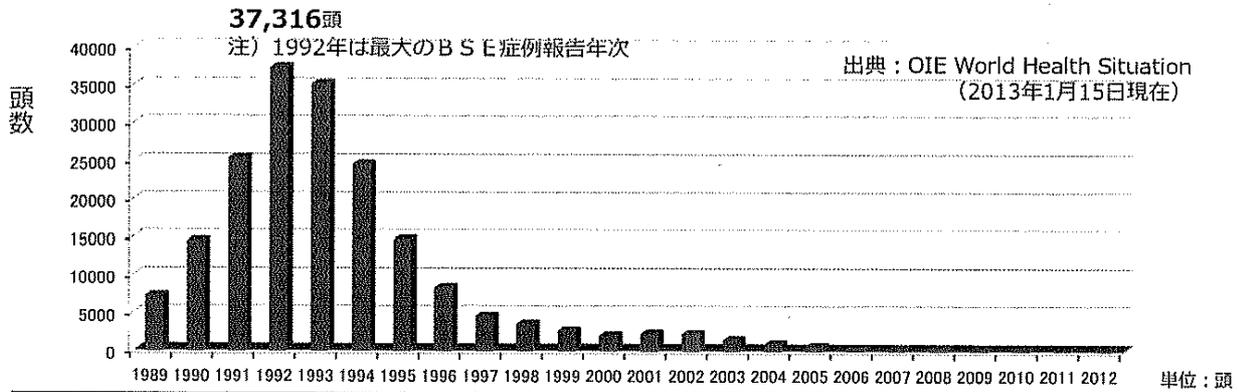
BSEの発生状況

2012年12月9日現在



(2012.12.9 農林水産省資料)

<世界のBSE発生件数の推移>



	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体				37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634								
欧州全体 (英国除く)				36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	9	5,954								
(フランス)				(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)								
(オランダ)				(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)								
(デンマーク)				(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)								
英国				37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	1	184,619								
アメリカ				0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3								
カナダ				0	0	0	2 ^(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20 ^(注2)								
日本				0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36								
イスラエル				0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1								
ブラジル				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1								

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国内での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

(2013.1.22 厚生労働省資料)

＜世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数＞

世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数 (BSE:頭、vCJD:人)

	国名	BSE	vCJD
(1)	英国	184,619	176※2
(2)	アイルランド	1,652	4※3
(3)	ポルトガル	1,080	2
(4)	フランス	1,020	27※4
(5)	スペイン	779	5
(6)	スイス	467	—
(7)	ドイツ	419	—
(8)	イタリア	144	2
(9)	ベルギー	133	—
(10)	オランダ	88	3
(11)	ポーランド	73	—
(12)	日本	36	1※5
(13)	チェコ	30	—
(14)	スロバキア	25	—
(15)	デンマーク	16	—
(16)	カナダ	20	2※6
(17)	スロベニア	8	—
(18)	オーストリア	8	—
(19)	ルクセンブルグ	3	—
(19)	アメリカ	3※1	3※6
(21)	リヒテンシュタイン	2	—
(22)	フィンランド	1	—
(22)	ギリシャ	1	—
(22)	イスラエル	1	—
(22)	スウェーデン	1	—
	サウジアラビア		1
	台湾		1

(2013.1.22 厚生労働省資料)

◆ 飼料規制等のBSE対策の結果、各国のBSE発生頭数は近年、急激に減少(約3万7千頭(1992年、発生ピーク)→29頭(2011年))。

(出典)

- BSE発生頭数については、OIE(国際獣疫事務局)(2012年6月30日時点、なお英国のデータは2012年7月6日時点)、日本については2012年8月時点。
- vCJD患者数については、英国保健省(2012年8月時点)等(日本のデータは2012年7月時点)
- なお、表中の“—”は、vCJDの報告がないことを示す。

※1 OIEの統計によると、2003年12月に報告された米国での発生例はカナダから輸入された牛であるため、カナダの発生頭数にカウントされている。

※2 うち3名は輸血による感染例

※3 うち1名は英国滞在歴のある患者。

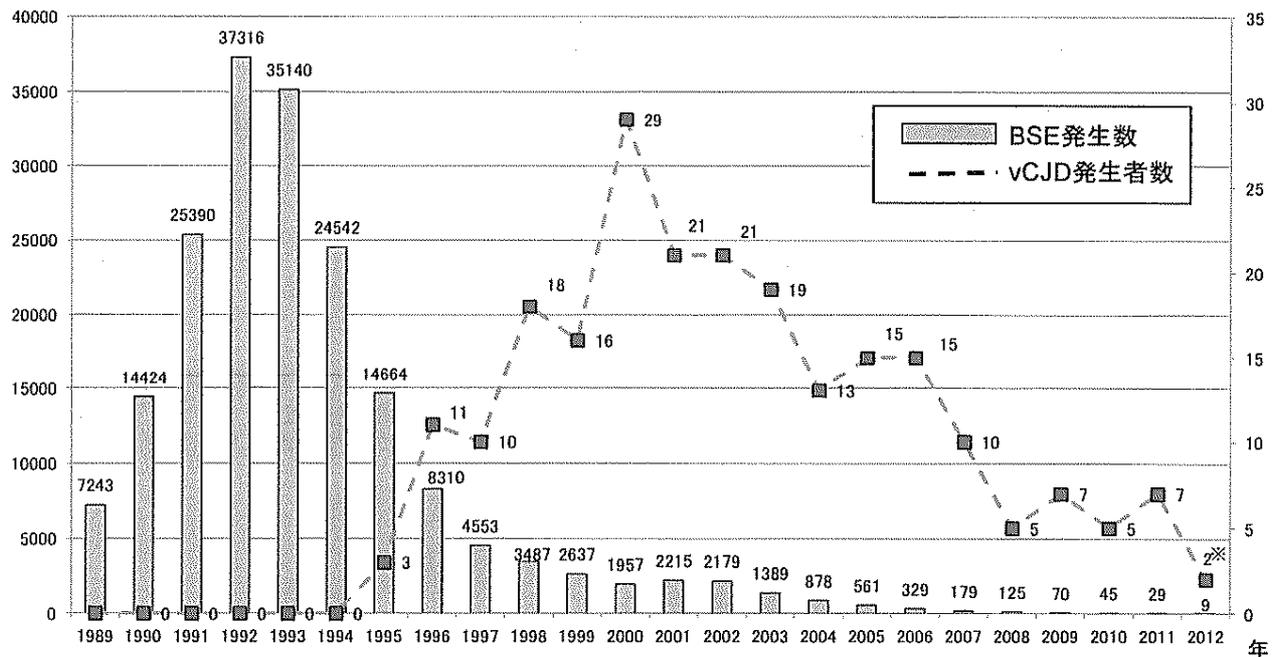
※4 うち1名は英国に定期的に滞在。

※5 英国滞在歴のある患者。

※6 うち2名は在米英国人、1例は在米サウジアラビア人。

＜世界のBSE発生頭数及びvCJD発生者数＞

頭数



サーベイランスは1990年5月から開始
※2012年6月28日時点で生存している

資料: OIE "Number of reported cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) in farmed cattle worldwide: 2012/11/8
vCJD数 vCJD cases Worldwide (EUROcJD): 2012/6/28

(2013.1.22 厚生労働省資料)

1 EU（欧州連合）におけるBSE対策

- BSEは1986年に英国ではじめて確認。
また、1995年には、英国でvCJD
（変異型クロイツフェルトヤコブ病）の発生が確認され、
BSEが食物を通じてヒトに感染する可能性が発表。

- 1991年にはフランスで自国産の牛でBSEが発生、
2000年以降、EU全体にBSE発生国が拡大。

- 発生国では、それぞれBSE対策を進めたが、
EU全体に感染が広まったことから、
欧州委員会は、統一的な取組を進める必要があるとし、
2001年5月、最新の科学的知見や国際基準を考慮して、
「伝達性海綿状脳症（TSE）の防疫、管理、撲滅に関する
規則（EC/999/2001、以下「TSE規則」。）
を制定。

- 特定危険部位（SRM）の除去、
動物性たんぱく質の飼料給与禁止措置（フィードバン）、
BSE検査、
関連牛のとう汰などについて規定。

- 2001年の「TSE規則」制定以降、各国の取組により、BSE陽性牛の頭数が減少し続けたことから、欧州委員会は清浄化の進行にあわせてリスク管理のあり方を検討し、BSE対策の見直しが必要と判断し、見直しの方向性を示す「TSE指針（ロードマップ）」を作成、公表。
<次 図>

① 第一次TSEロードマップ

(2005-2009: 2005年7月公表)

・ SRMの見直し

消費者保護のレベルを維持しながら、科学的知見に基づき、SRMとする部位や対象月齢を変更
(当時は全月齢の扁桃・腸、12か月齢超の頭・脊髄・脊柱 (英国は6か月齢超))

・ BSE検査頭数の削減

対象を絞った監視の実施によるBSE対策の効果の把握のため、健康と畜牛及び死亡牛の検査月齢の引き上げを検討

② 第二次TSEロードマップ

(2010-2015:2010年7月公表)

・ SRMの見直し

消費者保護のレベルを維持しながら、科学的知見に基づき、SRMとする部位や対象月齢を変更

(当時は全月齢の扁桃・腸、

12か月齢超の頭蓋・脊髄、30か月齢超の脊柱)

→ OIEの基準に一致させる方向で検討

・ BSE検査頭数の削減

BSEの疫学的動向を監視する能力及び講じられているBSE対策の有効性を評価する能力を維持しつつ、監視対象の絞り込みを継続

・ その他

飼料規制(フィードバン)の見直し

BSE患畜同居牛の処分の見直し

スクレイパー撲滅措置の見直し

生前/生後迅速検査開発促進

- 欧州委員会が行った検査対象月齢の変更については
欧州食品安全機関（EFSA） のリスク評価を元に
決定し、公表。

※ EFSAのリスク評価の考え方：

- 2001年7月～2008年12月

健康と畜牛 30か月齢超

リスク牛（死亡牛、緊急と畜牛、臨床異常牛） 24か月齢超

- 2009年1月～2011年6月

健康と畜牛 48か月齢超に変更することを容認

リスク牛 48か月齢超に変更することを容認

- 2011年7月～

健康と畜牛 72か月齢超に変更することを容認

- 2012年10月～

健康と畜牛 ブルガリア・ルーマニアを除く25か国は
検査を廃止することが可能

＜EUにおけるBSE検査対象＞

区分	EUでの決定 (TSE規則)	フランス	オランダ	日本
健康と畜牛	(2001.1~) 30 か月齢超 (2009.1~) 48 か月齢超 (2011.7~) 72 か月齢超	(2001.1~) 30 か月齢超 (2001.7~) 24 か月齢超 (2004.7~) 30 か月齢超 (2009.1~) 48 か月齢超 (2011.7~) 72 か月齢超	(2001.1~) 30 か月齢超 (2009.1~) 48 か月齢超 (2011.7~) 72 か月齢超	(2001.10~) 全月齢 (2005.8~) 20 か月齢超
リスク牛 (死亡牛)	(2001.7~) 24 か月齢超 (2009.1~) 48 か月齢超	(2000.6~) 24 か月齢超	(2000~) 24 か月齢超 (2009.1~) 48 か月齢超	(2003.4~) 24 か月齢以上
検査頭数		2001~2011 年 2,713 万頭	2001~2010 年 487 万頭	2001~2011 年度 1,369 万頭
BSE陽性牛頭数		1,021	88	36
最も遅く生まれた 陽性牛の生年月日		2004 年 4 月	2001 年 2 月	2002 年 1 月

(2012.10 内閣府食品安全委員会「プリオン評価書」から引用)

※ EUの欧州委員会では、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国(ブルガリア及びルーマニアを除く)の判断により健康牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

2 OIE（国際獣疫事務局）における基準

- OIEは、世界各国の連絡協調の元に、動物流行病の予防及び研究を行う国際機関として1924年、パリに設置。
- OIEは、1988年に、英国から新疾病としてBSEの発生が報告された後、1992年に国際動物衛生規約（現、陸生動物衛生規約（陸生コード））にBSEの章を新設。
- BSEに係る陸生コードには、次の内容を規定。

- ・ 安全物品
- ・ 国のBSEリスクステータスを決定する基準及び要件
- ・ 各リスクステータス
（無視できる、管理された、不明なリスク）
毎の貿易条件
- ・ BSEのサーベイランスの方法
- ・ リスク評価の方法

○ 「管理されたリスクの国」のSRMの基準は次のとおり。

- ・ 30か月齢超の脳、眼、せき髄、頭蓋、せき柱
- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部

○ サーベイランス（発生状況調査）

加盟国におけるBSE検査の実施方法は次のとおり。

- ・ 検査対象：30か月齢以上の高リスク牛
（臨床異常牛、緊急と畜牛、死亡牛）、
健康と畜牛
- ・ 対象頭数 「管理されたリスクの国」：
10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が
可能な検査頭数

「無視できるリスクの国」：
5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が
可能な検査頭数

3 北米におけるBSE対策

(1) アメリカ

- アメリカでは、1989年に英国からの生きた反芻動物とその製品の輸入を禁止し、1990年から臨床異常牛を対象にサーベイランスを開始し、1993年からは死亡牛まで対象を広げた。
- 2001年には、米国農務省から依頼を受けたハーバード大学が米国におけるBSEの可能性についての評価を公表。
- 2003年にBSE陽性牛が初めて発生したが、その後の調査でカナダからの導入した牛であることが判明。これを受け、アメリカ農務省はSRMの除去、サーベイランスを強化。
- ただし、サーベイランスによるBSE検査はあくまでも国内での浸潤の程度を把握することを目的とするもので、食品の安全性の確保を目的とはしていない。

- ・ SRM：30か月齢以上の頭蓋、脳、眼、三叉神経節、せき髄、せき柱（尾椎、胸椎の翼突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節、

全月齢の扁桃及び回腸遠位部

- ・ 検査対象：30か月齢以上の高リスク牛（死亡、起立不能、病牛）

(2) カナダ

- カナダでは、1993年に、英国から1987年に導入した肉用繁殖牛1頭でBSEの発生が確認。
- この時点で英国及びアイルランドから導入された牛は全頭殺処分されたが、当時は、反芻動物由来のたんぱく質を含む飼料が禁止されなかった。
- 2003年に自国産の肉用繁殖牛でBSE陽性牛が初めて発生したため、SRMの使用を禁止し、サーベイランス頭数を増加。

- ・ SRM：30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、せき髄及び背根神経節

全月齢の回腸遠位部

- ・ 検査対象：神経症状を呈したすべての牛、30か月齢以上の死亡牛・病牛又は起立不能牛

＜北米におけるBSE検査対象＞

区分	OIE基準	米国	カナダ	日本
健康と畜牛	—	—	—	(2001.10~) 全月齢 (2005.8~) 20 か月齢超
高リスク牛 (中枢神経症状牛、 死亡牛、 歩行困難牛)	サーベイラ ンス： 30 か月齢以 上の高リスク 牛（中枢神経 症状牛、死亡 牛、歩行困難 牛）、健康と畜 牛の一部	(1990.5~) 24 か月齢以上 中枢神経症状牛、歩 行困難牛の一部 (2004.6~2006.6) 健康と畜牛の一部 も対象に追加 (2006.7~) 全月齢臨床症状牛、 30 か月齢以上の歩 行不能牛等の一部	(1992~) 中枢神経症状 牛の一部 (2002~) 緊急と畜牛、 起立不能牛等 対象追加 (2004~) 30 か月齢以 上の高リスク 牛（臨床異常 牛、緊急と畜 牛、死亡牛） の一部	(2003.4~) 24 か月齢以上
検査頭数		1999~2011 年 108 万頭	1992~2011 年 37 万頭	2001~2011 年度 1,369 万頭
BSE陽性牛頭数		3	20	36
最も遅く生まれた 陽性牛の生年月日		2001 年 9 月	2004 年 8 月	2002 年 1 月

(2012.10 内閣府食品安全委員会「プリオン評価書」から引用)

「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」の概要

牛海綿状脳症(BSE)対策について、国が2月1日、国内措置に関する関係省令の見直しを行ったことから、道はこれまでの北海道が実施してきたBSE対策について、道民の理解を深めるため、国の見直し内容について厚生労働省の担当者を招き説明会を開催した。

1 内容

- (1) 日時 平成25年2月14日(木) 13:30～
- (2) 場所 北農ビル 19F 会議室(札幌市中央区北4条西1丁目1番地)
- (3) 説明内容及び説明者
- 北海道におけるBSE対策について
農政部食の安全推進局長 土屋俊亮
 - 国のBSE対策の見直しについて
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官 今西 保

2 アンケートの結果(全104件)

- 性別：男性 93.3%、女性 6.7%
- 年齢：50代 44.1%、40代 23.1%、60代 15.4%、20代 10.6%、30代 4.8%、70代以上 1.0%、10代 1.0%
- 職業：公務員等 39.4%、団体職員(農業関係) 26.9%、会社員(食品関係) 9.6%、農業者 7.7%、団体職員(農業以外) 6.7%、会社員(食品以外) 4.8%、消費者団体 2.9%
- 質問：BSE対策は、検査ばかりではなく、飼料規制やSRMの除去、トレーサビリティなどの総合的な取組みが重要であることが理解できましたか。

できた	ほぼできた	あまりできなかった	できなかった
56.7%	37.5%	5.8%	0.0%

- 質問：厚生労働省がBSE対策を見直す背景や根拠について理解できましたか。

できた	ほぼできた	あまりできなかった	できなかった
35.6%	46.2%	11.5%	4.8%

3 アンケートの主な意見

- 見直しの内容や安全性についての説明会の開催や情報公開が必要
- SRMの除去対象月齢の見直しや処理・管理について不安
- アメリカの月齢判定やトレーサビリティについて不安、確認が必要

4 主な質問

- 検査対象の見直しにあたり、20か月齢から30か月齢に引き上げた理由
 - ⇒ 国内での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生頭数が大きく減少し、リスクが低減しており、対策開始から10年を経過していることから、最新の科学的知見に基づき対策全般の再評価をおこなうこととし、食品安全委員会に諮問、その答申を受けて見直しを行ったもの。
- 30か月齢以下のSRMの見直しに伴う頭部から扁桃の除去について、現場として難しい作業であるのに何故除いたのか？
 - ⇒ 扁桃組織を全てとるのは難しいので、ガイドラインでは舌を除いた頭部には扁桃が含まれていることから、30か月齢以下の牛でも頭部は危険部位として取り扱う予定。
- 30か月齢超と30か月齢以下の牛の分別管理のリスクについて
 - ⇒ 国がガイドラインを示しているが、と畜場まかせではなく、と畜検査員とともに分別管理を行っていくこととし、と畜場法施行規則に基づく標準作業書をと畜場が作成し対応することを予定。

BSE対策の見直しについて（厚生労働省説明分）

説明者 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官 今西 保

内 容

- 1 牛海綿状脳症（BSE）について
- 2 平成13年国内発生以降のBSE対策の経緯
 - ・と畜牛のBSE全頭検査や特定危険部位（SRM）の除去・焼却、肉骨粉の飼料として与えることの完全禁止等の実施状況
- 3 BSE対策の再評価について
 - ・国内外で飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少
 - ・BSE対策の開始から10年が経過したことから、BSE対策全般の再評価を食品安全委員会に諮問

【諮問内容】（平成23年12月19日）

- 検査対象月齢の引き上げ（21か月齢以上から30か月齢超とした場合）
- 特定危険部位の範囲（頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、全月齢から30か月齢超に変更した場合）
- 検査対象月齢及び特定危険部位に係る国境措置について
- さらなる検査月齢の引き上げについて

4 食品健康影響評価結果の概要について

【食品安全委員会における検討内容】

- 飼料規制と牛における感染状況
 - ・BSE感染牛は、評価諸国において2004年9月以降の出生牛で確認されていない
 - ・飼料規制強化後の出生牛でBSEの発生は極めて少なく、飼料規制の強化は有効である
- 牛の感染実験
 - ・BSEプリオンの摂取量が多ければ、発症時期、確率とも高くなる
 - ・感染実験の結果、万が一飼料に異常プリオンが混在しても、摂取後42か月間は牛の中樞神経からBSEプリオンは検出されない
- 非定型BSE
 - ・ほとんどの非定型BSEは、8歳以上の高齢牛で見られる
 - ・BSEプリオンの人への感受性は、種間バリアにより牛より低い
 - ・1989年、英国で牛の脳・せき髄等の食品への使用を禁止した後、1990年以降の出生者に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者は確認されていない

【食品安全委員会からの答申内容】（平成24年10月22日）

- 検査対象月齢が21か月齢以上の場合と30か月齢超の場合のリスク差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる
- 特定危険部位の範囲について、頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、全月齢から30か月齢超に変更した場合のリスク差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる
- 国境措置についても、国内措置と同様の評価結果

5 食品健康影響評価を踏まえた国内措置見直しについて

BSE特措法・と畜場法施行規則、食品、添加物等の規格基準を次のとおり改正

- ・ 検査対象月齢の引き上げ（21か月齢以上→30か月齢超）
- ・ 特定危険部位の範囲の変更（頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、全月齢から30か月齢超に変更）
- ・ 30か月齢以下のBSE検査に係る分別管理
- ・ 30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱の分別管理

※ 平成25年2月1日決定、同年4月1日施行

6 検査費用の国費補助について

21か月齢以上検査費用の国費補助（21か月齢以上）について、平成25年4月以降も当面継続する。

ただし、食品安全委員会からさらなる検査月齢の引き上げについて答申が出された際は、検査月齢の引き上げに係る省令改正を行い、その時点で検査対象外となる月齢分の国費補助は打ち切りとする。

厚生労働省が実施したパブリックコメント（「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」：募集期間平成24年11月20日～12月19日）に対する中央消費者団体の意見

2012年12月19日

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 御中
と畜場施行規則等の改正案に関する意見

（法人名）日本生活協同組合連合会
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

今回、貴省が公表された「と畜場施行規則等の改正案」（以下、改正案と表記）に関して、以下の意見を提出いたします。

1. 特定部位の範囲および検査対象月齢の見直しについて

国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと弊会は認識しています。

今回、貴省が食品安全委員会のリスク評価に基づき、特定部位の範囲および国内における検査対象月齢を見直し、改正案のように変更することについては、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。

2. 丁寧なリスクコミュニケーションの実施について

感染症のリスクは動的に変動し、対策が遅れば高くなり、有効な対策がとられれば低くなります。BSEのように潜伏期間の長い感染症は対策の効果がはっきりするのに時間がかかりますが、世界的にBSEの封じ込めに成功していると考えられる現在、リスクの程度に応じた対応へと変更していくことは理解できます。

食品安全委員会のリスク評価では、国産牛の検査対象月齢について、20か月齢と30か月齢のリスクの差に関する結論は「あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」とされました。この見解は、地方自治体が自主的に全頭のBSE検査を行っている状況と、乖離が一層大きくなっています。

一方、消費者にはリスクの変動やそれに伴う対策見直しの妥当性などの情報が十分に伝わっておらず、多くの不安の声が出されています。消費者の不安に丁寧にこたえていくためのリスクコミュニケーションの充実を求めます。

以上

2012年12月19日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課御中

全国消費者団体連絡会
東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
電話番号：03-5216-6024

「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び
「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」に関する意見

1. 「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」への意見（案）

(1) 今までは全頭から同じSRMの部位が除去されていましたが、改正される省令では月齢によって除去される部位が変わることになります。そのことについてわかりやすい説明を行ってください。

- ・ 貴省はこれまで「異常プリオンたん白質は脳、せき髄、小腸などに蓄積し、それら特定危険部位を除去することは、人が変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に感染するリスクを低減するために重要な対策」とし、全頭からSRMを除去してきました。今回変更されるSRMの部位について、回腸遠位部と扁桃はほかの部位はどう違うのか、何故せき髄、脳は除去せずによいのか丁寧に説明して下さい。
- ・ と畜場において現在は全ての牛からSRMが除去されていますが、今後SRMの除去作業が牛の月齢で変わり、その変更になった作業を確実にを行うため、厚生労働省から自治体への支援について説明して下さい。
- ・ 現在国による検査対象は全頭ではなく20ヶ月以上ですが、実際は各自治体によって全頭検査が実施されています。非定型BSEの発生や感染のメカニズムは今なお不明のままであり、それに対する不安の声も聞かれる中、全頭、20ヶ月齢以上、30ヶ月齢以上の検査に変更になった経過について丁寧に説明して下さい。

(2) 国はこの省令の改正によって実際に作業を担う自治体への支援を積極的に行って下さい。

- ・ と畜場において現在は全ての牛からSRMが除去されていますが、今後牛の月齢で変わるSRMの除去作業が確実におこなわれるよう、国から自治体を支援して下さい。
- ・ 各自治体が行う生産者や消費者とリスクコミュニケーションを国は積極的に支援して下さい。

2. 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」への意見

(1) 牛のトレーサビリティが確立されていない国から輸入される、加工食品用せき柱の月齢を30ヶ月齢以下にするにあたって、月齢の根拠はどのようにして確保されるのか、丁寧に説明して下さい。

- ・ 固体による違いもあり、牛の歯列や肉質による月齢の確認などは消費者にも理解できる説明を行ってください。

以上

< 参 考 >

牛海綿状脳症（BSE）対策に関する畜場法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令等に係る意見について

平成24年12月18日
北海道農政部食の安全推進監

次の事項について、国が責任を持って対応していただきたい。

- 検査対象月齢の変更は、全国一律に実施しなければ、風評被害につながることから、責任をもって全国の調整をすること。
- 「BSEに対する安全・安心は全頭検査で担保されている」と信じている国民は多い。SRMの除去・焼却によるヒトへ感染防止、飼料規制による牛への感染防止、トレーサビリティ体制の確立、検査による感染家畜の摘発・排除など総合的な対策が重要であるといった、BSEについての正しい知識を国民に広める努力をすること。
- 30か月齢以下の頭部及びせき髄を食用に供する場合の分別管理や汚染防止の規定を追加する場合は、消費者の信頼に応えるような厳格な管理が行える規定とすること。
また、厳格な管理が行えるまでの間、十分な時間を確保すること。
- 非定型のBSEについては、国民に丁寧に説明すること。